**広島県「みんなで」おもてなし宣言　募集要領**

**１　趣旨**

「観光地ひろしま！おもてなし県民運動」を推進するため，観光事業関係者はもとより，県民一人ひとりが自ら実践する観光客に対する「おもてなし」に関する取組内容を，広島県「みんなで」おもてなし宣言として広く募集し，ホームページにてＰＲするとともに，その内容を各自が実践することで，来県される方々を温かくお迎えし，ホスピタリティあふれる広島県の魅力を広く発信していくことを目的とする。

**２　広島県「みんなで」おもてなし宣言の申込**

広島県「みんなで」おもてなし宣言の申込については，次のとおりとする。

（１）申込ができる者

ア　原則として，県内在住若しくは県内に通勤通学している個人又は広島県を拠点に活動している民間企業，特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。），その他の法人又は法人以外の団体等とする。

イ　暴力団または暴力団関係者と密接な関係がない者とする。

（２）申込方法

申込者は，次項の内容及びその他の必要事項を記載・入力した「広島県「みんなで」おもてなし宣言登録申込書」により一般社団法人広島県観光連盟に対し，申込を行うものとする。

（３）申込内容

ア　宣言内容

イ　登録部門（下記10部門）

①　一般（②～⑨に該当しない個人等）

②　行政・観光協会

③　ＮＰＯ・地域団体

④　ガイド・案内人

⑤　学校

⑥　宿泊

⑦　交通

⑧　観光施設

⑨　物販・おみやげ・飲食

⑩　企業等（⑥～⑨に該当しない企業等）

ウ　参加人数

宣言するおもてなしを実践する者の人数とする。

**３　広島県「みんなで」おもてなし宣言の登録**

広島県「みんなで」おもてなし宣言の登録については，次のとおりとする。

（１）登録の決定

一般社団法人広島県観光連盟は，申込者から申込書を受領したときは，次のアからウの基準に照らし，宣言項目の全て又は一部の登録を行うか否かを審査する。なお，申込内容が不明瞭なときは，申込者に確認の上，削除又は修正を求めることができるものとする。

広島県は，一般社団法人広島県観光連盟による審査を基に，登録を行うか否かを決定する。

〔登録決定基準〕

ア　公序良俗に反する又は反する恐れがないこと

イ　申込者の単なる宣伝活動となるような内容でないこと

ウ　おもてなし宣言の趣旨に合わない内容でないこと

（２）登録証及びグッズ等の交付

ア　一般社団法人広島県観光連盟は，県が前項により登録を決定した場合は，登録証及び観光地ひろしま！おもてなし県民運動シンボルマークをデザインしたステッカーやワッペン等のグッズを登録者に交付する。

イ　登録者は，一般社団法人広島県観光連盟から交付のあったグッズを参加者に配布するものとする。

（３）観光地ひろしま！おもてなし県民運動シンボルマークの使用

ア　登録者は，観光地ひろしま！おもてなし県民運動シンボルマークを使用し，登録事業者であることを広報することができるものとする。

イ　登録者は，シンボルマークを使用する場合，観光地ひろしま！おもてなし県民運動マーク使用マニュアル及び次の観光地ひろしま！おもてなし県民運動シンボルマーク使用基準に従うこと。

　〔観光地ひろしま！おもてなし県民運動シンボルマーク使用基準〕

(ｱ)　使用前の届けは不要とするが，使用後，使用した内容がわかるものを一般社団法人広島県観光連盟へ報告すること。

(ｲ)　法令又は公序良俗に反すること，広島県の品位を傷つけること，特定の個人，政党，宗教団体を支援しているような誤解を与えることに，使用しないこと。

(ｳ)　シンボルマークの著作権は広島県に帰属するが，シンボルマークが使用されたものに関する一切の責任は，シンボルマークの使用者によるものとする。

ウ　観光地ひろしま！おもてなし県民運動マーク使用マニュアル及びシンボルマーク使用基準に反することが判明したときは，一般社団法人広島県観光連盟は，シンボルマーク使用者に対し，使用の変更や中止を求めることができ，使用者は従わなければならない。

（４）登録期間

登録期間の終期は設定しない。

（５）登録の追加，変更又は中止

ア　登録者は，登録内容に追加，変更又は中止があった場合は，速やかに一般社団法人広島県観光連へ報告するものとする。

イ　一般社団法人広島県観光連盟は，登録者から前号の報告があった場合は，必要に応じ，ホームページを変更するなどの手続を行うものとする。

（６）登録の取り消し

県は、登録者が次の項目のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

ア　虚偽の申し込み

イ　登録決定基準のアからウのいずれかに違反

ウ　観光地ひろしま！おもてなし県民運動シンボルマーク使用基準に違反

**４　広島県「みんなで」おもてなし宣言の公表**

県が広島県「みんなで」おもてなし宣言の登録を決定したときは，県及び一般社団法人広島県観光連盟は，登録内容のすべて又は一部をホームページに掲載するものとする。

**５　その他**

県及び一般社団法人広島県観光連盟は，登録者の協力のもと，当該登録者の取組内容等を取材し広報を行うなど，「観光地ひろしま！おもてなし県民運動」に基づく，広島県「みんなで」おもてなし宣言の取組を広めるよう努めるものとする。